

第8章 子供たちの心身の健やかな成長に向けた きめ細かいサポートの充実

第1 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実

1 不登校児童・生徒への支援

(1) チャレンジクラスの設置

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、区市町村教育委員会が設置するチャレンジクラスに教員を配置するとともに、教室整備に係る費用を補助する。

(2) 不登校対応巡回教員の配置

不登校対応巡回教員が、巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒の支援の充実を図る。

(3) 学校と家庭の連携推進事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(4) 都立学校における不登校・中途退学対応

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校として東京都教育委員会が「継続派遣校」を指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対応の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対応に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

- (ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。
- (イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

オ 校内別室指導推進事業

不登校や教室の雰囲気馴染めない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、また、教室における授業の動画配信等により登校を支援する。

(5) 学びの多様化学校の設置支援

学びの多様化学校の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続きを助言するほか、学習環境の整備に向けた経費の補助を行う。

(6) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも小・中学校で不登校の状態にある方やその保護者等を対象に、「青少年リスタートプレイス事業」（就学サポート、リスタートのための学校説明会）、「思春期サポートプレイス事業」（講演会、グループミーティング）を行い、就学に向けて支援をする。

(7) 小・中学校における不登校対応

ア 校内別室指導支援員配置事業

各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員を配置するための費用を補助する。

イ 不登校対応事例のデータベース化

不登校対応巡回教員、校内別室指導支援員による対応事例を収集し、データベース化することにより、各学校の実情に応じた不登校対応の充実を図る。

ウ 区市町村への不登校対応支援事業

- (ア) 専門性の高い都ユースソーシャルワーカー等を区市町村へ派遣し、区市町村スクールソーシャルワーカーに対する助言・サポートなどの支援を実施する。
- (イ) 区市町村のソーシャルワーカーを対象とした体系的な研修を実施する。
- (ウ) 効果的なスクールソーシャルワーカー活用のためのガイドラインを作成する。

(8) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験プログラム

不登校児童・生徒に対し、青少年教育NPO等が実施する体験活動プログラムを提供する。あわせて、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置し、プログラムの実施状況を評価・検証し、プログラムを改善する。効果的な体験活動のプログラムの提供を通じて、学校教育だけでは支援できない児童・生徒への多様な教育機会を確保し、社会的自立を支援していく。事業の実施に当たっては、区市町村の教育支援センター等と連携を図る。

(9) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

不登校への対応を「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」に分類し、学校において、児童・生徒一人一人の状況に応じた適切な支援が行えるように、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会及び教育支援センターに配布した。また、ガイドブックの内容について、校内研修等で理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を活用し、教職員の理解・啓発に努められるようにした。

(10) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

不登校の児童・生徒への無償の学習機会を確保するため、区市町村の設置する教育支援センターが、不登校児童・生徒への支援の中核的な役割を果たし、一人一人の多様な状況に対応することで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようにすることを目的とし、希望する区市町村に対して、新規設置、人材配置、民間事業者の活用、学習環境の充実などについて、経費を補助している。

(11) 学びのセーフティネット事業

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

(12) チャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクール等協議会の開催

不登校児童・生徒個々の状況に応じ、社会的自立に向けた支援が行えるよう、区市町村教育委員会及び区市町村立学校と不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等民間施設・団体等との連携の在り方等について協議し、連携を推進する。

(13) 「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」の活用推進

不登校の子供たちに関わる教職員や保護者等が、支援の在り方についての理解を深め、関係機関と連携することを目的に、「未来を創るかけがえのない子供たちの自

立に向けて」を作成し、都内全小・中学校等に配布した。この資料を活用し、区市町村教育委員会と連携して、教職員及び保護者の理解促進を図る。

2 身体面・心理面・社会面からのアセスメントの充実

(1) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

不登校への対応を「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」に分類し、学校において、児童・生徒一人一人の状況に応じた適切な支援が行えるように、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会及び教育支援センターに配布した。また、ガイドブックの内容について、校内研修等で理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を活用し、教職員の理解・啓発に努める。

3 人材の活用促進

(1) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の未然防止や解消に資するため、平成25年度から、全ての小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等にスクールカウンセラーを配置している。

平成28年度から、全日制課程と定時制課程を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、都立高等学校の生徒が、どの課程に在籍していても、スクールカウンセラーに相談できる体制を整備した。

また、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充した。

さらに、令和2年度から、それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校172校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間38日から76日に拡充した。加えて、令和7年度から、週2日、3日配置の学校を拡充した。

(2) スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）（再掲）

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るために、都立盲学校、ろう学校、就業技術科及び職能開発科を設置する知的障害特別支援学校にスクールカウンセラーを配置している。また、令和7年度からは、これまで配置のなかった都立特別支援学校に対してもスクールカウンセラーを配置するモデル事業を実施している。

(3) シニア・スクールカウンセラー（ＳＳＣ）の配置

令和元年度から、都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置するモデル事業を実施している。

令和４年度から、学校経営支援センター及び支所に配置し、都立学校におけるスクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する助言や学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示などの支援を行っている。

4 福祉・医療等の関係機関、団体等との連携の強化

(1) 関係機関及び団体との連携の強化・促進

スクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーを対象とした研修の実施により、福祉・保健・医療機関等との効果的かつ具体的な連携の在り方等についてのスキルアップを図り、関係機関及び団体との連携を強化・促進する。

(2) チャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクール等協議会の開催

不登校児童・生徒個々の状況に応じ、社会的自立に向けた支援が行えるよう、区市町村教育委員会及び区市町村立学校と不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等民間施設・団体等との連携の在り方等について協議し、連携を推進する。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校等の充実

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校において、午前部・午後部・夜間部に分かれている授業時間帯のより柔軟な運用による学習の充実など、多様な生徒の個々の状況に合わせた教育環境を提供し、社会的に自立できる力の育成を図っていく。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）

(1) 高等学校通信制課程におけるデジタル環境の整備（再掲）

（Ⅱ第1部第1章第1 61ページ参照）

(2) 学びのセーフティネット事業（再掲）

（Ⅱ第1部第1章第1 61ページ参照）

7 外国人生徒等に対する日本語指導の充実

(1) 都立高等学校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の動向や、在京外国人生徒等が居住する地域のバランス等を踏まえながら、都立高等学校における募集枠の設置や方法について検討した。

令和7年度都立高校入学選抜に当たっては、在京外国人等の生徒の受入枠を設置する都立高校を4校拡大し、在京外国人生徒等を対象とした入学選抜を実施した。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

都立学校において、日本語指導が必要な外国人生徒等に日本語習得に向けた指導を行っている。

8 デジタルを活用した支援の充実

(1) バーチャル・ラーニング・プラットフォーム

ア バーチャル・ラーニング・プラットフォームの提供

アバターやビデオ会議システムを活用した学習環境・相談環境を自治体等に提供する。

イ 参加自治体連絡会の実施

事業に参加する自治体間で仮想空間の活用に向けた知見を共有し合う連絡会を行う。

ウ バーチャル・ラーニング・プラットフォームの改修

- (ア) ユーザーテストを実施し、利用者の声を反映させながら機能等の改修を行う。
- (イ) 有識者を含む評価委員会による評価を行う。

(2) 長期入院する高校生への学習支援

長期入院する高校生が、オンラインを活用した在籍校等の授業配信等により、単位認定を受けられるよう支援する。

9 都立高等学校における居場所の創出

(1) 校内居場所カフェの開設（都立高校における不登校・中途退学対応）

都内のチャレンジスクール（1校）に校内居場所カフェを設置し、ユースソーシャルワーカーが日常の学校生活に関わり、生徒との信頼関係を構築することにより、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、個別の支援を行う。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）

通信制高等学校の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

第2 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実

1 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実

(1) 都立学校における不登校・中途退学対応

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校として東京都教育委員会が「継続派遣校」を指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対応の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対応に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細かな支援を実施する。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、

ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

(4) 校内別室指導推進事業

不登校や教室の雰囲気になじめない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、また、教室における授業の動画配信等により登校を支援する。

2 給付型奨学金等による支援

(1) 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、多様な教育活動に主体的に参加する機会を確保することを目的に、一年度当たりの給付限度額を上限に、生徒に必要な経費を保護者に代わり、東京都が支払う制度である。（Ⅱ第2部第8章第2 186ページ参照）

(2) 学校給食費の負担軽減

国の方策が講じられるまでの間、都立学校の保護者等が負担する学校給食費について都が負担するとともに、都内区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合に支援を行うものである。